

平成23年度 第1回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成23年4月14日(木) 午後1時30分  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

## 第1回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成23年4月14日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 委員長報告
  - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議

議案第1号 青梅市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則について

議案第2号 青梅市社会教育委員の委嘱について

議案第3号 青梅市青少年委員の委嘱について

議案第4号 青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について【追加議案】

議案第5号 教職員人事の内申について【追加議案】
- 6 委員長閉議および閉会宣言

---

教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 青梅市付属機関等の設置運営に関する指針にもとづく青梅市教育委員会関係規則等の一部改正について（総務課）
- 3 平成22年度青梅市立小・中学校卒業式および平成23年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について（指導室）
- 4 平成23年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について（指導室）
- 5 平成23年度青梅市教育研修会予定について（指導室）
- 6 市制施行60周年記念事業の開催について（文化課）
- 7 諸報告
  - (1) 事業等の実施結果について
    - ア 平成22年度後期後援名義承認結果について（総務課）

---

協議事項（再掲）

- 1 青梅市就学の援助に関する規則の一部改正について（総務課）
- 2 平成23年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領について（指導室）
- 3 平成24年度に使用する青梅市立中学校教科用図書および特別支援学級教科用図書の検討について（指導室）

4 チャリティー事業に対する青梅市立美術館市民ギャラリーの貸出しについて（美術担当）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	北島朋子
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	渡辺慶一郎
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	萩原宏志
	美術担当主幹	石田治郎
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後1時30分開会

### 日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成23年度第1回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

---

### 日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、12月14日開催の第16回臨時会および1月13日開催の第17回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第16回臨時会、第17回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第18回定例会および第19回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

---

### 日程第3 報告事項

#### (1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 報告にならないのかもしれませんが、大きな地震から1カ月経ちました。実は昨日か一昨日、東京都の方から私の家に退職互助会の関係で、被災地のお子さん方をホストファミリーとして受け入れていただけませんかということで、都経由で募集がかかっているようです。その件もちょっと検討はしているんですけども。そういうことと絡めて、本市ではそういう動きが何かあるのかないのか。もし情報があれば、今日でもよろしいですし、5月の学校基本調査が終わったあたりで、そういうお子さんも一般の学級の中に受け入れているというか、そういう方がお見えになっているかと思うので、もし情報があれば教えていただきたいと感じました。

今日、大学に行ってきたら、外国籍の学生は一人もいないんです。皆さん今、帰国されていて、いつも私のクラスには60から70人ぐらいいるんですけども、半分ぐらいしかいなくて、あれと思ったんですが、そういう状況があります。まだまだいろいろな動きがこれからもあるのかなと思うので、今日じゃなくても結構ですが、受け入れ等も含めて、被災地の方たちとの関係がありましたら、ぜひ情報として教えてください。以上です。

【総務課長】 現在、被災地からですが、福島県から8名の小学生が青梅市内に来ております。

その子どもたちにつきましては、今のところ学用品等につきましては、学校から支給しておりますが、市の全体の中でどのような援助ができるかというところは、今後協議していくこととなっております。

**【委員】** 小・中学校の入学式へ行ってまいりました。どちらの小学校も中学校も、新入生は背中がピンと伸びて、よく話を聞いていたのがとても印象に残りました。この調子でいくと、かなり学習が落ち着いてできるのではないかなというふうに感じました。ご報告いたします。

それから、これはちょっと事務連絡というか、付け足しですけれども、最近、私のところへ資料を送っていただく封筒が、再利用の封筒になりまして、大変嬉しく思っています。いつも新しい封筒で来ると恐縮してしまうんですけども、私が今までいただいたのをまたお返ししたのをまた私のところへ持ってきてくださっているのが、大変資源を大切にするという点でもありがたいなというふうに思っております。

**【委員】** 昨日、青梅市立第一小学校の芝生開き式に参加をさせていただきました。本当に校庭一面芝生が敷きつめられて、私も実を言うと一小の卒業生なんですけども、本当にうらやましかったですね。あれでしたら転んでもけがをしないので、まあ保健室に行けなくなっちゃうのが残念ですが、それにしても本当に素晴らしい。これからずっと維持管理していくご苦労というのは、並大抵のことではないのかなというふうにも感じたのと、サッカーをやるにはものすごくいい環境ですけれども、野球とか徒競走とかどうやってやるのか、ちょっと使い方についてどんなふうになるのかなというようなことが疑問には思いましたけど、本当にすばしかったです。

**【委員長】** では私から一つ。ここ何年かの反省の中で、青梅市の中・高と青梅市の小・中学校との関係がやや低い評価をしているということで、そういう意味もあって、私も高校からご案内が来たときにはできる限り参加した方がよかろうと思って、多摩高校の入学式と青梅総合高校の定時制の入学式に参加させていただきました。多摩高校、あんなに大勢高校生がいるのかと思うくらいたくさんいて、フレッシュな感じの高校生を見て、ぜひあのまま成長してほしいなと思いながら参加させてもらいました。定時制の方は、青梅市の子どもたちだけでなく、近隣からの高校生が誕生していますし、またああいった子どもたちが向学心に燃えて入学しているということで、応援したいなという気持ちになった入学式でした。以上です。

以上で、委員長報告は終了いたします。

---

## **(2)教育長報告**

### **1 議会報告**

**【委員長】** 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、議会報告、の説明をお願いいたします。

**【教育部長】** それでは、お手元の報告資料1、平成23年第1回市議会（定例会）報告にもとづきまして、ご報告申し上げます。

1ページをご覧ください。平成23年第1回市議会の会期は、平成23年2月25日から3月

25日までの29日間で、本会議は2月25日、3月7日、8日、9日、16日および25日の6日間の日程で行われました。

議案審議につきましては、市長提出議案が34件、市長提出同意案件が3件、議員提出案件が3件の合計40件、陳情が3件、要望書が1件で、可決・同意等の区分は括弧内に記したとおりでございます。

次に、一般質問の内容につきましては私からご報告申し上げ、予算および補正予算審査特別委員会の内容につきましては、各担当課長からご報告をさせていただきます。

それでは初めに、一般質問につきましてご報告申し上げます。

一般質問は3月7日、8日および9日の3日間行われ、教育委員会関係につきましては5人の議員から質問があり、それぞれ教育長または市長、副市長から答弁をいたしました。

初めに、荒井紀善議員から、「釜の淵公園周辺の公共施設の一体的な管理を」と題して、3回4項目にわたる質問がありました。釜の淵水泳場の利用休止に対する現状認識と理由についてなど、3項目にわたる質問に対しまして、市長から記載のとおり答弁をいたしました。また、釜の淵公園周辺の公共施設の連携についての質問に対しましては、一体的に管理するために文化課を創設し、施設の連携・協力体制を図っており、工夫を凝らした事業を計画していくなど、記載のとおり教育長から答弁をいたしました。

次に、2ページ下段から4ページの中段までをご覧ください。結城守夫議員からの「市融資制度保証人の市内居住者条件の緩和について」の質問の中で、育英資金融資制度も含め、連帯保証人の居住者条件の緩和について質問がありました。これに対して、市長から、金融機関と協議していくほか、居住区域の拡大について検討していく旨の答弁をいたしました。

さらに、結城守夫議員からは、「青少年健全育成の観点からのスポーツ・文化振興について」と題して、4回6項目にわたる質問がありました。青少年スポーツ・文化振興の意義と市の役割について、施設使用有料化の見直しの検討についてなどについての質問があり、これに対して有料化に至る経緯や減額措置を図っていること、今後全般的に施設使用料の見直しに取り組んでいくことなど、市長および副市長から記載のとおり答弁をいたしました。

次に、6ページ中段からご覧ください。藤野ひろえ議員から、「遠距離の小・中学生への通学費補助について問う」と題して、2回6項目にわたる質問がありました。これに対して、これまでも一般質問等で藤野議員に答弁してきたとおりである、さまざまな角度から見直しを検討する必要が生じるものとするが、現段階では現行の制度を継続していくなど、教育長ならびに市長から記載のとおり答弁をいたしました。

次に、7ページから9ページにかけてをご覧ください。野島資雄議員から、「新年度の教育委員会基本方針について」と題して、2回5項目にわたる質問があり、1回目では平成23年度の教育方針について、学校教育現場における課題についての質問に対し、教育長から記載のとおり答弁をいたしました。また2回目には、学校と家庭の良好な関係づくりについて、副校長業務の過重負担について、および消費者教育・金融教育について質問があり、保護者と学校の良好な関係

には信頼関係が重要であり、個人情報適切な管理に努めることがまず大切であるなど、教育長から記載のとおり答弁をいたしました。

次に、9ページ中段からご覧ください。相川名美議員から、『子ども・親・地域がともに育ち合うまち 青梅』の実現に向けて、市民が力を合わせるための条例を」と題して、1回3項目にわたる質問がありました。市内小・中学校のいじめの実態について、家庭の状況、把握している教育相談の状況について、および子どもの自己肯定感が低下している状況に対する子どもの実感調査の実施についての質問に対し、いじめ発生件数は東京都全体では増加しているが、本市では減少傾向にあるなど、教育長から記載のとおり答弁をいたしました。

さらに、相川名美議員からは、「中・高校生の意向調査と居場所づくりはその後、どうなっているのか」と題して、1回2項目にわたる質問があり、平成14年8月の調査結果内容の一部について答弁するとともに、中・高校生の居場所づくりには、市長部局や青少年問題協議会などの関係団体との協議、連携を図る必要があると考えると、教育長から記載のとおり答弁をいたしました。

以上で、一般質問の内容につきましては終了し、続いて補正予算審査特別委員会および予算審査特別委員会の内容につきまして、各担当課長からご報告させていただきます。

**【施設課長】** 補正予算審査特別委員会につきましてご報告申し上げます。

報告資料1の11ページ上段にございます施設課関係の質問につきましてご報告をさせていただきます。

施設課に対しましては、野島委員から、中学校施設整備経費の補正内容につきまして3項目の質問がありました。1項目目は中学校施設整備経費の補正内容について、2項目目は冷房設備設置工事のスケジュールについて、3項目目は中学校を優先する理由につきまして質問がございました。答弁の内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

**【文化課長】** 続きまして、文化課関係のご説明をさせていただきます。

11ページ下段から12ページ上段の部分でございます。

文化課関係につきましては、井村委員から、旧稲葉家住宅整備経費の増額内容についてのご質問がございました。この質問に対しまして、3カ年計画で整備させていただく土蔵の復元工事におきましては、東京都の指導により耐震補強にかかる設計を行ったことから、工事に遅れが生じ、1,508万9,000円の減額が生じたこと、また土地基金で購入した旧稲葉家住宅の土地を一般会計に振り替えるための土地購入費を予算化したことから、全体の旧稲葉家住宅整備事業費が増額になった旨の答弁をさせていただきました。

以上でございます。

**【総務課長】** 続きまして、12ページ上段にございます予算審査特別委員会につきましてご報告させていただきます。

当委員会につきましては、3月17日から23日までの4日間開催されました。

総務課関係といたしまして、12ページ上段から13ページ中段にございます件につきましてご報告いたします。

総務課に対しましては、ひだ委員および斉藤委員の2名の委員から質問がございました。

まず、ひだ委員につきましては、遠距離通学費の補助に関連いたしまして3項目の質問がございました。答弁の内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、13ページの中段にございますが、斉藤委員からの質問で、国が35人学級編制を実施しようとしている中、平成23年度の学級数の基本的な考え方につきまして質問がございました。答弁の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

**【施設課長】** 引き続きまして、13ページ下段から15ページ上段にございます施設課関係の質問につきましてご報告いたします。

施設課に対しましては、島田（俊）委員、藤野委員、相川委員の3名の委員からご質問がありました。

まず、島田（俊）委員につきましては、普通教室空調設備設計委託料について、次に小・中学校の耐震補強工事の耐震指標など2項目につきまして質問がございました。答弁の内容につきましては、お示しのとおりでございます。

次に、14ページをご覧ください。藤野委員につきましては、23年度の空調設備設置工事による音楽室への空調設備の取り扱いについて、次に1校当たりの工事金額と国・都の補助金について、次に小学校の音楽教室への空調設備設置など3項目につきまして質問がございました。答弁の内容につきましては、お示しのとおりでございます。

次に、14ページ下段の相川委員につきましては、冷暖房運転の時間と学校環境の対策につきまして、15ページにわたりまして2項目の質問がございました。答弁の内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

**【指導室長】** 指導室関係は15ページをご覧くださいと思います。

鴻井委員、荒井委員のお2人の委員から、合計6項目にわたりご質問をいただきました。

まず、鴻井委員からは、臨時学校適応支援員の役割について、2点目が学校適応支援員になるための資格および研修について、3点目といたしまして教育活動支援員との違いについてということでご質問がございました。以下、記載のとおり3項目にわたり御答弁申し上げます。

続きまして、中段から下段にかけて荒井委員のご質問でございます。1項目目、プラネタリウム学習の対応について、2項目目、校外に行く際に想定している内容は何か、3点目、プラネタリウムを含む今後の天文学習のあり方についてどう考えるかというご質問をいただきました。答弁の内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

**【教育指導担当主幹】** 教育指導担当関係のご質問について報告いたします。

16ページをご覧ください。上段、ひだ委員より、メール配信について1回2項目の質問がございました。答弁は記載のとおりでございます。

中段以降、相川委員より、学校の燃料費、緊急雇用について1回5項目のご質問がありました。答弁は記載のとおりでございます。

以上でございます。

**【給食センター所長】** まず、ご報告の前に訂正の方をお願いしたいと思います。17ページ上段、ひだ委員の質問に対する答弁①の2行目「基金不足となるため」とございますが、「基金」を「資金」に直していただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、学校給食センター関係のご報告を申し上げます。

ひだ委員および相川委員の2名の委員から質問がございました。

まず、ひだ委員につきましては、学校給食会への貸付金4,100万円につきまして、2項目の質問がございました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、相川委員からは、23年度特に力を入れたいポイントは何かという質問等、4項目の質問がございました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

**【社会教育課長】** 社会教育課関係につきまして、17ページ下段から18ページ上段をご覧ください。いただきたいと思います。

相川委員から、放課後子ども教室推進事業につきまして、2回2項目にわたる質問がございました。記載のとおり答弁いたしました。

以上でございます。

**【美術担当主幹】** 美術館に関しましては、木下委員から、市制施行60周年絡みの質問がございまして、下記のとおりお答えいたしました。

以上でございます。

**【中央図書館管理課長】** 中央図書館関係につきましては、2名の委員から質問をいただきました。

まず、ひだ委員につきましては、大震災の関係での質問で、電力を一番使うのは何かという質問をいただきました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

次に、星野委員につきましては、小さいお子さんを連れていらっしゃるお母さん方の場合、中央図書館における託児室の関係で質問を受けました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 9ページに、副校長業務の過重負担についてという項目が出ています。後ほど議事録等を見れば内容はわかるんでしょうけれども、何か特別これにかかわる具体的なお話が委員さんの方から例示があったのかどうか、その辺をひとつ教えていただきたいというのが1点でございます。

2点目はプラネタリウム関係で、15ページにプラネタリウム関係がありますけれども、多摩六都科学館が西東京市にあると思うんですが、距離的にもかなり遠いと思われまして、多摩地域からも結構行って混雑していないのかどうか、その辺の情報があればということと、あと八王子にそれに近い施設がありますけれども、その辺の活用とか、その辺何か触れられたことがあれば、あわせて教えてください。

以上です。

**【指導室長】** 1点目の副校長の仕事の内容ということで、いわゆる管理職としてさまざまな問題が出たときに、ただでさえ事務量的にかなりの量を抱えている副校長先生がいわゆる保護者との苦情対応をする中で、教員と保護者の間に立ってその間を取り持つなど、副校長の仕事が非常に多岐にわたってしまうということを野島委員さんが非常に気の毒がっておられました。そういう面で、副校長の心配をしているという、そういうような事前のお話をいただきました。

プラネタリウムでございますが、今回初めての試みということで、多摩六都科学館はお声としても出ていましたので、予算を算出する際に、多摩六都科学館にはいろいろな施設があり、総合的な科学学習ができるだろうということで、一応選定箇所ということで挙げさせていただく中で、小学校長会の方へどこを目的地として予算を組んだらいいかということで投げたところ、やはり多摩六都科学館という声が出てまいりました。いろいろ近隣施設もあつたんですけれども、最終的に23年度予算を計上させていただくことによって、バスの借り上げ、それから入場料ともに多摩六都科学館で予算を組ませていただいた次第でございます。

実際の混雑状況ですけれども、多摩六都科学館というのは近隣の市が共同で建てているものだと思うんですが、そんなに利用度がないようなので、私どもの小学校が、ばらばらになりますけれども、日や月を選んで行けば十分受け入れてくれるというような情報も得ましたので、こちらで今進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**【委員長】** ほかにございますか。

**【委員】** この報告の内容と直接は関係ないかもしれませんが、計画停電によって学校給食はどのように行われているのかということ、ちょっと教えてください。

**【給食センター所長】** ただいまのご質問の計画停電の学校給食への影響でございますが、まず地震直後の3月末につきましては、3月15日以降、最終日24日までは給食を中止させていただきました。これは停電ということもあるんですが、食材の調達ですとか、あるいは給食センターの燃料である重油の事情が非常に思わしくなくて、調達できなかったということもありましたので、中止とさせていただきます。新学期に入りまして、当初4月中は計画停電が実施される予定が示されておりましたので、午前中、9時20分から停電に入ってしまう時間につきましては、調理の時間がとれないということで、この日に当たります4月8日、13日、18日、28日は学校給食は中止という形で決定させていただきました。その後、4月8日、計画停電を原則実施しないという発表が東京電力からございましたので、給食の方の計画も見直しを行いまして、

食材等の確保ができて通常の業務ができる状態ということで、中止を予定した18日と28日については給食を実施することにいたしました。13日、昨日につきましては、大変申しわけございませんが、実施することができませんでした。ですので、今日、14日以降につきましては、通常の給食ということで実施をさせていただくことになりました。

以上でございます。

**【委員長】** ほかにございますか。

**【委員】** 13ページ、斉藤委員が質問された35人学級の話になるんですが、これに関連して教えていただきたいんです。国会でこれが通ったのがかなり最近ということだったんですが、もともとそれを見越した編制が考えられていたのか、あるいは何か少し混乱があったのかという状況を教えていただきたいのと、それからいきなり35人というのではなくて、例えば36人みたいな形になったときに、それは各学校で例えば36の方がいいと思ったらそれでもいいよみたいな感じの話があると思うんですが、その辺というのは個々の学校にお任せをしているのか、それともある程度市の方で指針みたいなものを出されているのかという点。3点目に、こうすると長期的に見ると教室の数が足りなくなる危険性があるのかなという心配があるんですが、例えばこの間見直された学区のバランス等々がそういうことを見越した形がされているのか。そういう3点をちょっと教えていただきたいんですが。

**【教育部長】** まず、35人学級の関係ですけれども、斉藤委員への答弁のところにもありますけれども、これにつきましてはそもそも23年度の学級編制をするときに、小学校1年につきましては35人を前提に学級編制を行ったというところでございます。

次の、35人、36人というお話で、1学級当たりの人数の決定の指針的なお話ですけれども、これにつきましては法律にもとづいて行っておりまして、今回、法律の一部改正があり、小学校1年生については35人ということになりましたので、その決定にもとづき35人で編制をしたというところでございます。

3点目の、教室数の確保という問題ですけれども、少子化が進みまして、市内の学校でも、東部の市街地の方ではそれほどでもないんですけれども、北部、西部の方では児童が減って、教室数に余裕ができるという状況もあります。その辺も相対的に勘案しながら、教育委員会内部で学校規模の適正化を話し合う会議を持っておりまして、その中で教室数の確保につきましてもいろいろデータを確認しながら対応しているというような状況です。現状では基本的には教室数が35人学級になったために不足するというようなことはございませんけれども、それに近い学校は東部地区の方でやはり発生するというのも考えていかなければいけないんじゃないかというところで、会議等で議論をしているところでございます。

以上でございます。

**【委員長】** ほかにございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

## 2 青梅市付属機関等の設置運営に関する指針にもとづく青梅市教育委員会関係規則等の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、報告事項2、青梅市付属機関等の設置運営に関する指針にもとづく青梅市教育委員会関係規則等の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、青梅市付属機関等の設置運営に関する指針にもとづく青梅市教育委員会関係規則等の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。

本来でありますれば、規則および要綱の改正につきましては、教育委員会での協議を経て、規則の場合は議案としてご審議願ひ、議決後に公布を行うことになっております。しかしながら、今回のこの規則等の一部改正につきましては、市長部局におきましても同様の改正を要する要綱がありましたことから、すでに市長部局において一括協議させていただいております。このため、教育委員会関係規則等であります青梅市教科用図書選定委員会規則および青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱以下4件、これにつきましては大変恐縮でございますが、資料の2番の裏に別紙1とございますが、そこに書いてあります計5件につきまして、今回報告事項として説明をさせていただくものでございます。

なお、規則につきましては、教育委員会での議決事項でありますので、後ほど議案として付議させていただこうと考えております。

それでは、青梅市付属機関等の設置運営に関する指針にもとづく青梅市教育委員会関係規則等の一部改正について、資料2にもとづきましてご報告させていただきます。

まず、改正の理由を説明する前に、青梅市付属機関等の設置運営に関する指針につきまして、若干概要を説明いたします。

この指針は、付属機関および付属機関と類似する機関、これを類似機関といいますが、この設置運営等に関して、法令等に定めがある場合を除き、基本的事項を指針として明らかにすることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の推進を図ることを目的として定められたものでございます。

次に、付属機関とは、地方自治法の規定にもとづき、法律または条例により設置するものでございます。付属機関の意思は法的な拘束力を持つものではございませんが、実質的にはその答申によって市長等の意思決定や政策立案が方向づけられることになっております。このような付属機関を、普通地方公共団体が任意に設置する場合には、条例によらなければならない旨が地方自治法において定められているところであります。

また、類似機関とは、法律または条例の規定にもとづかず、専門知識の導入、市政に対する市民の意見の反映等を目的として、要綱等により設置するものであります。類似機関のうち、本来条例によって設置する付属機関でなければ担任できない内容を受け持っているものについては、付属機関の条例設置を義務づけた地方自治法の規定に抵触するため、違法性があると考えられております。

以上のような点を踏まえまして、報告資料2にございます1の改正の理由といたしましては、

要綱等によって設置された類似機関について、付属機関に相当するものがないかどうか検証を行い、付属機関と類似機関を明確に区別するため、類似機関に関する規則等のうち、定足数および採決の方法を定めてあるものは、その規定を削る改正を行うとともに、守秘義務等の取り扱いについて明確に規定する等、必要に応じた見直しを行おうとするものであります。

次に、2の改正を行う規則等ではありますが、先ほどの2ページの別紙1をご覧くださいと存じます。まず、改正の内容につきましては、上段の(1)から(5)に記載しております。(1)は定足数および採決方法を定める規定を削る改正、(2)は守秘義務を定める規定を追加する改正、(3)は個人情報保護義務を定める規定を追加する改正、(4)は守秘義務および個人情報保護義務の両方を定める規定を追加する改正、(5)はその他所要の規定の整備であります。

その下にごございます表が、対象となる規則・要綱で、件名ごとに改正の内容が右に数字で示してございます。

次に、規則・要綱の改正部分を新旧対照表でご説明したいと存じます。新旧対照表をご覧くださいと存じます。

初めに、青梅市教科用図書選定委員会規則でありますが、第6条に規定されております定足数および表決数を削り、第7条に守秘義務を追加するものであります。

次のページから、青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱、青梅市生涯学習推進市民会議設置要綱、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱および青梅市美術館美術作品選定会議設置要綱におきまして、それぞれ守秘義務および個人情報保護義務を新たに追加するものでございます。

説明は以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 定足数および表決数を削るというのは、例えばここでいえば教科用図書選定委員会規則に、「半数以上が出席しなければ会議を開くことができない」と書かれていますけれども、その縛りがなくなるということで理解すればよろしいのでしょうか。

**【総務課長】** 本来であれば、そういうことにつきましては条例の中で定めなければいけないものが規則の中で定まっているものですから、それについては除かせていただいて、あくまで規則の中での決定事項ではないということがあるものですから、表決という言葉等を削除するということでございます。

**【委員長】** よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

### 3 平成22年度青梅市立小・中学校卒業式および平成23年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について(指導室)

**【委員長】** 次に、報告事項3、平成22年度青梅市立小・中学校卒業式および平成23年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について、説明をお願いいたします。

**【指導室長】** それでは、平成22年度青梅市立小・中学校卒業式および平成23年度青梅市立

小・中学校入学式の実施状況についてご報告いたします。

報告資料3をご覧ください。

まず、平成22年度の卒業式から報告いたします。

挙行日時でございますが、東小学校を除きます市立小学校は、平成23年3月24日（木）に挙行されました。東中学校を除きます市立中学校は、平成23年3月18日（金）に挙行されました。東小・中学校につきましては、平成23年3月19日（土）に挙行された次第でございます。

実施の状況でございますが、小・中学校とも国旗の式場内・式場外の掲揚、国歌斉唱ともに各学校とも適正に実施をされました。また、教員の国歌斉唱時の不起立等の服務事故も発生をいたしませんでした。

続きまして、1枚おめくりください。平成23年度の入学式についてご報告いたします。

挙行日時は、小学校は平成23年4月6日（水）の午前中、中学校は同じ日の午後に挙行されました。なお、東小・中学校につきましては、入学式は執り行われません。

実施の状況でございますが、小・中学校とも、国旗の式場内・式場外の掲揚、国歌斉唱ともに適正に実施をされました。また、教員の国歌斉唱時の不起立等の服務事故も発生をいたしませんでした。

卒業式、入学式ともによい天候に恵まれまして、予定されていた計画停電も中止になりましたので、計画どおりに行われたところでございます。東日本大震災後の世相を背負っての挙行となりましたけれども、卒業生、新入生、またその保護者にとっては思い出に残る一日となったのではないかと感じているところでございます。

報告は以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 質問ではないんですが、卒業式は小学校1校出席しまして、入学式は小学校と中学校、全部で3校出席したんですが、小学校の方で、会が始まるに当たって、校長先生の方から地震の際における対応について説明がされました。中学校の入学式のときには、それがなかったんですね。私は小学校の卒業式と入学式に続けて出席して、市の方で式の中でこういうアナウンスをした方がいいんじゃないかというご指導があったんだというふうに自分なりに解釈していたんですが、中学校に行ったらなかったんで、あ、これは小学校の校長先生のご判断で、おそらく小さいお子さんが多いということも含めて、保護者の方々にも非常時の緊急対応について説明があったんだというふうに自分なりに理解したんですけれども、それでよろしいんでしょうか。

**【指導室長】** 貴重なご意見、ありがとうございます。私も実際に小学校の方にまいりまして、副校長の方からそのように、会に先立つ前にということでアナウンスがございました。非常に危機意識が高い式の運営をしているなど感心した次第でございます。これにつきましては今後、校長会、副校長会で、式等を執り行う際にはそういうところにも配慮するようということで、ひとつ学校の方にも示してまいりたいと思います。今回は特別、こちらの方から発信したというこ

とはございませんでした。ありがとうございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

#### 4 平成23年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について(指導室)

【委員長】 次に、報告事項4、平成23年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、平成23年度青梅市立小・中学校教育課程届概要についてご報告をさせていただきます。

内容のところで、数値それから文言等にミスが見つかりました。大変申しわけございませんが、机上に配付させていただきました新しい資料と差し替えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず1枚目の小学校からご報告いたします。

まず、教育目標でございますけれども、教育目標については今年度変更した学校はございません。

次に年間授業日数でございますけれども、東小学校がかなり日数的に突出はしているんですけども、その他の小学校におきましては最大で207日、最小が201日でございます。ただ、何コマという時間の割り振りを見ますと、長くやっているところは半日で授業を終えているところもありまして、結果的には、後ほどまた申し上げますけれども、年間授業日数につきましては全校、計画的にはクリアをしているということでございます。

1学期の始業式でございますが、ご覧のとおり全部基準日ということで学校はスタートいたしました。4月6日でございます。1学期の終業式でございますが、基準日どおりの7月20日に行う学校が10校と一番多いです。21日が1校、22日が5校、そして東小学校の8月5日が1校ということになってございます。

2学期の始業式でございますが、8月23、24、25、26日各1校ずつ行います。そして29日が7校と、この日が一番多くなってございます。30日が3校、基準日の9月1日は3校ということで、この夏休みの状況を見ますと、夏休みを少し短縮して授業時数を確保しているという学校が多くなってきているなというふうに思います。2学期の終業式でございますが、小学校につきましては、基準日が12月25日なんですけれども、この日はちょうど休みに当たっておりますので、その前の週の22日で終業式を迎えるということでございます。

3学期でございますが、始業式は一律の1月10日ということで、成人式後の火曜日という形になります。修了式につきましては3月23日、こちらも全校一緒でございます。記載はございませんが、卒業式は前日の22日に執り行う予定でございます。

それでは、年間授業時数でございますけれども、1年生から6年生まで、各校、22年度実績といたしましては、すべての学校が標準時数を上回るという結果でございます。平成22年度は単発のインフルエンザは結構出たんですけれども、全市的に非常に蔓延しているという状況には

至りませんでした。ということで、各学校で学年ごとに少し心配なところはあったんですけども、結果的にはすべての学年が標準時数以上の授業を行えたということでございます。

また、23年度の計画の時数でございますが、新学習指導要領による新教育課程の設置元年ということになります。それにつきましては十分に、20時間以上の上乗せをして、現在は計画が成り立っております。インフルエンザがかなり多くなってくると、またいろいろな措置を講じなければならない懸念はあるんですけども、現在では20時間以上の上乗せをして計画を実施しているところでございます。

続きまして、1枚おめくりください。中学校でございます。中学校も教育目標からでございますけれども、変更した学校はございません。年間授業日数でございますが、中学校は最大では一中の209日、最小が六中の203日という形になってございます。

続いて、1学期の始業式でございますが、中学校の場合、4月5日にすでに始業式を始めている学校が2校ございます。あとは基準日どおりでございます。終業式でございますが、東中学校を除きまして、基準日どおり7月20日としております。

2学期でございますが、こちらも小学校と同様、授業時数の確保ということを見通しまして、基準日前に開始している学校がすべてでございます。一番早いところで東中の23日というのがあるんですが、その近辺で25日から始めている学校もございます。終業式でございますが、小学校と同様、12月22日（木）で全校一致でございます。

3学期の始業式でございますが、成人式の前の週の金曜日にすでに行う学校がございます。こちらが2校ございまして、あとの9校は1月10日始まりということになります。修了式は全校一律で3月23日。なお、卒業式でございますが、記載はございませんが、3月19日（月）の予定でございます。

年間授業時数でございますが、平成22年度は各中学校、1年生から3年生まで標準時数をクリアしております。また、今年度の計画も、小学校同様20時間の上乗せをして計画をしているところでございます。2枚目は以上でございます。

それでは、1枚おめくりいただいて、3枚目の各学校の主な行事につきましてご説明をさせていただきます。

まず運動会でございますが、春に実施する学校が小学校が5校、中学校が4校でございます。秋の実施は小学校が12校、中学校が7校となっております。また、学芸的行事でございますが、小学校では学芸会を実施する学校が3校、音楽会が4校、展覧会等の作品展が8校、学習発表会が5校となっております。中学校につきましては、合唱コンクール等が9校、作品展が2校、学習発表会が1校という形になっております。

また、年度当初の学校教育説明会は、西中が5月2日ということですが、ほかの学校は4月中にすべて説明会を終えているところでございます。西中も5月に入りましてすぐの日に行いますので、時期としては割と早めに設定していただいているなというふうに感じているところでございます。

1年間の内容を報告する学校教育報告会でございますが、こちらにつきましては1月下旬から3月上旬にわたって設定しております。回数につきましては、1回から3回と回数が変わっているところもございますが、2月下旬から3月上旬にかけて設定をしている学校が多いようでございます。

続いて、移動教室でございます。小学校は1学期に計画している学校が14校、2学期が3校、3学期が1校となっております。中学校は、泉中が2学期ですが、残りの7校は3学期にスキー教室を予定しているということで、3学期に集中しているところでございます。

次に、修学旅行ですが、1学期に実施する学校が7校、2学期が3校、3学期が1校となっております。

特別支援学級の宿泊学習につきましては、小学校が5校で実施、中学校が4校で実施というような形になってございます。

なお、移動教室、小学校の目的地でございますけれども、前年との変更で1校、四小が富士山に行っているんですけども、今回は清里方面に3校行くことになりました。残りは日光でございます。

以上が、学校行事の今年度の概要でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

では私から一つ、意見的になりますが。特別支援学級の宿泊行事を、このほかに連合でやっているということはないですね、青梅市は。

**【指導室長】** すべての学校の連合ということはありません。

**【委員長】** それで、日常の学校の中で、かなり固定された人間関係の中で教育活動が行われていますよね。そういう意味で、社会性をはぐくむという視点を重視して、今後もっと幅を広げて、連合で大勢の人と接するというような機会を検討してもいいんじゃないかなというふうに思っていますので、これからのこととしてお願いをしておきます。

**【指導室長】** 貴重なご意見、ありがとうございます。連合につきましては、現在のところはないんですけども、今後、児童数の減少とかいうことを視野に入れていかなければならないことでもございますので、実際の特別支援学級の様子を見ながら、また検討・研究をしてみたいと思います。ありがとうございます。

**【委員長】** ほかにございますか。

**【委員】** 一小的な展示会が火曜日と水曜日に予定されているようなんですけども、これは保護者の方に見ていただくのに、火曜日と水曜日というのはちょっと学校に足を向けにくいのかなというふうに感じるんですけども、何か理由があったのでしょうか。

**【指導室長】** 大変ミスが多くて申しわけございません。曜日が違っておりました。金曜、土曜でございます。

**【委員】** ちょっと勉強のために教えてください。この年間授業時数ですが、例えば小学校の2学年を見てもみますと、第六小学校が972で、霞台小学校が931と、40時間ぐらいの差があ

るんですが、計画時に開く要因というのはどういうことなんでしょうか。

**【指導室長】** 開く要因といたしましては、まず先ほどもちょっと触れましたけれども、夏休みをどのくらい短縮しているかというのが一つと、それから週当たりのコマ数といいますか、週当たり何時間あるかというところを、目いっぱい6時間設定をした形で計算を出している場合と、実質的にこの日は6時間だけれども、この日は5時間というふうなことで、より細かく数字を出して計算をしているところとあります。授業時数を設定する中で一番マックスのところまで今回届けていただいているところと、若干授業時数を削って、これくらいやっておけば十分であろうというふうなおさめているところと、二つございます。ひとつの目安といたしましては、一番下の標準となっているところのH23の時数をどのくらい上回って授業を組み立てるかということで、各学校が時数をこれよりも、先ほど私、最低20と申しましたけれども、学校によっては30くらい上乗せをしておいた方が、インフルエンザ対策や学力向上面についてより授業が行えるということで、学校によつての工夫といいますか、それを反映すると、結果的には時数が開いてくるという形になります。ただ、こちらは計画ですので、このままの時数ですべての学校がやれるかということになりますと、かなり多いところまでやっても、何らかの理由で低くなってしまふということも実際には出てこようかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**【委員長】** よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 5 平成23年度青梅市教育研修会予定について(指導室)

**【委員長】** 次に、報告事項5、平成23年度青梅市教育研修会予定について、説明をお願いいたします。

**【指導室長】** それでは、報告資料5をご覧ください。平成23年度青梅市教育研修会予定について報告をいたします。

今年度も昨年度同様、学校のニーズでありましたり、それから主任教諭が取り入れられるというような職層の変化もございましたので、そこら辺を考慮した研修を予定してございます。多数の研修会がございしますが、研修会という形で銘打っているのは18本でございします。ただ、委員会と銘打っていたり、協議会と銘打っていても、中身的にはその中に研修会的要素が入っているものも多数ございしますので、こちらの方の委員会や協議会に出ていただくことによって、教師としての力量を磨いていただきたいというようなことでございます。

まず1枚目から、昨年度と変更した研修会を中心にご説明をさせていただきたいと思ひます。先ほど申し上げました主任教諭の研修会を、今年度より市教委で行うことになりました。上から4番目、4月28日(金)の1回だけなんですけれども、昨年度までは都教委で、主任教諭に昇任した方、合格した方を対象に任用時研修を行っておりましたが、これを今年度からは市の方で行うことになりました。ですので、主任教諭に昨年度末昇任した人たちは悉皆ということで、研修に参加をしていただくことになります。

続きまして、下段の方、だいぶ大きいスペースをとっているんですが、若手教員育成1年次研修ということで、初任研、初任研というネームが非常に聞き覚えがあるんですけども、昨年度から若手教員育成ということで、3年間のスパンで若手教員を育てていくという方式に変わりました。ということで、初任者1年次ということで、今回も宿泊1回と、それ以外に10回、プラス1開講式ということで行ってまいりたいと思っております。

続いて、その一つ下に、若手教員育成研修運営協議会ということで、こちらはどちらかという若手教員を育てるための副校長先生方への事務連絡関係のものでございます。

一番下に、2年次研修ということで、こちらが昨年度までは2年次、3年次と一緒にやっていたんですが、2年次だけ取り出して、2年次のみの研修として設定させていただいた次第です。

2枚目をご覧ください。

今申し上げました、昨年度まで2年次、3年次研修と銘打っていた魅力ある授業づくり研修、こちらを今年度は3年次のみの対象ということで行ってまいりたいと思っております。人数が若干少なくなりますので、設定する日にちを少し絞り込んでおります。昨年度までは1回目がABCとなっておりましたが、Aグループ、Bグループ、Cグループというふうにグループ分けをしないと会場に入り切れなかったもので、設定を分けたところでございます。今回は人数も3年次のみということですので、1日で設定ができるということで、以下、昨年度は複数の日程をとっていたところを、1回に絞ってという形で設定させていただきました。

続いて、このページでは、新しいというか、回数をふやした委員会が一つございます。真ん中のあたりに、特別支援教育パートナーシップ推進委員会というのがございます。22年度は1回みの開催であったんですが、今回はより特別支援学校との連携体制を強化したいということで、2回設定をさせていただくことになりました。

もう1枚おめくりいただいて、3ページ目をご説明いたします。

このページでは、中段からちょっと下のあたり、エクセル（中級）（上級）という情報機器の研修が昨年度までであったんですが、パソコンも1人に1台ずつ入りまして、昨年度まで教育センターパソコン室を使った研修を行ってきたんですが、だいぶ参加人数も少なくなってまいりましたので、今回はこの研修を廃止といたしました。各学校で、またパソコン等については堪能な先生が不慣れな先生にご指導いただくということにつきましては、今後お願いをしていこうというふうに考えてございます。

続きまして、下から2番目の理科支援員連絡会ですが、理科支援員の東京都からの補助金というか交付金が非常に少なくなってまいりまして、複数の学校に理科支援員を配置することが困難になってまいりました。ですので、配置ができる学校のみということで、その1校とのやりとりというふうな形をとらせていただきたいと思いますので、この会自体は今年度は廃止という形にさせていただきたいと思っております。

続きまして、最後のページでございます。社会科副読本編集委員会ということで、平成22年度、おかげさまをもちまして小学校の副読本がリニューアルされました。新学習指導要領対応と

して、3年生に配付をさせていただいているところでございます。23年度は中学校の方の編集にとりかかるということで、空欄になっておりますのは、これから委員の方々と調整を詰めて、日程は決めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、中段に四市一郡等共催研修ということで、こちらの研修会は近隣市との共催ということを考えてございます。指導主事同士が連携を取り合って、受講生は市をまたぎますので、逆に仲間づくりということも広くしてもらえればありがたいなということでございます。

最後になりますが、定例校長会・定例副校長会は例年どおりの開催でございます。

途中、説明を飛ばしてしまった研修会もありますけれども、これから講師の選定をやっていきたいと思います。一つ一つが先生方にとって実のある研修会になるように、指導主事と一緒に頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 大変たくさんの研修会で、さぞ運営が大変だろうと思うんですが、どんな工夫をされているのか。指導主事さん3人で、室長さんを含めて主幹等、指導室の関係では5人しかいらっしゃらないわけですので、どんな工夫をされているのか、そこをお伺いしたいのが1点と、もう一点、教務主任会のところの管外研修というのは、これはたぶん日帰りだと思うんですが、どういところに行かれているのか、参考までに教えていただきたいと思います。

**【指導室長】** まず1点目でございますけれども、指導主事が3名おります。おかげさまで、多摩地区には都市指導主事会というありがたい組織がございますので、講師の選定に困ったときには、近隣の指導主事さんをお願いをしていい人を紹介していただいたり、逆にこちらにも問い合わせを受けて、こういう方が非常にすばらしい方ですということで、情報交換をしながら選定をさせていただいています。また、多摩地区には多摩教育事務所がございますので、困ったときにはそちらの方をお願いをしたりということで、講師を今選定しているところです。3人の指導主事で大体研修会は1人1本ずつ、自分の業務にあわせて担当しておりまして、場合によっては夏休み中、業務が重なった場合などは、統括指導主事が助けにいたりということで、お互いに連携を取り合ってやっておるところでございます。

2点目でございますけれども、教務主任会の管外研修につきましては、今年度はまだ未定でございますが、昨年度は小・中連携ということで、そのような実践が進んでいる学校を取り上げて、特に教務主任の教育課程づくりの大変なところというようなことでお話を聞きにいったところでございます。

以上でございます。

**【委員長】** よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 6 市制施行60周年記念事業の開催について(文化課)

**【委員長】** 次に、報告事項6、市制施行60周年記念事業の開催について、説明をお願いいた

します。

**【文化課長】** 報告資料6によりまして、文化課で開催する市制施行60周年記念事業について説明をさせていただきます。

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震および福島第一原子力発電所の事故等によりまして、市民会館におきましても、節電等を理由としまして、3月中につきましては施設の利用を中止し、また4月につきましてはホールの貸出を中止してきたところでございます。また、美術館・郷土博物館につきましても、計画停電時間における利用の一時中止を行い、市民の皆様にご協力をいただいていたところでございます。

このような中で、市制施行60周年記念事業を開催するに当たりまして、テレビ等から繰り返し被災地のさまざまな映像が流れてくる中、また計画停電は一時中止されたものの、まだまだ電力不足が懸念されている中で、自粛した方がよいとか、また予定どおり開催した方がよいとか、さまざまな意見がございます。こうした中で、舞台や展示室等で使用する照明等や空調等の節電に努めながら開催することによって、企画する私たちも、またそこに来ていただく多くの来館者の皆さんについても、被災地で頑張っておられる皆さんのことを思い、また節電の意識をこれからも持ち続けていただけるものというふうに考えております。

文化課職員一同、青梅市の60周年を、築いてこられた市民の皆さんとともに、郷土の歴史に触れ、素晴らしい美術作品に触れ、また落語に笑い、人情噺に涙し、来館者の皆様が60年を振り返り、さらにこれからのことを語り合える場になるように開催していきたいというふうに考えてございます。

また、市長部局におきましても、平成23年度に予定されております市制施行60周年記念事業は、従来どおり予定していくというような方針も出ていることを申し添えておきたいと思えます。

それでは、資料6によりまして、文化課で開催する市制施行60周年記念事業の説明を簡単にさせていただきますと思います。

初めに、郷土博物館では「青梅市の還暦展」をテーマとしまして、青梅市の発足から今日に至るまでを資料や写真で紹介していきます。また、文化財解説ボランティアの皆さんのご協力をいただきながら、フロアトーク等も予定しているところでございます。

また、美術館では、「赤をめぐる美術」をテーマに、収蔵品の中から赤い色が印象的な作品を紹介していきます。また、そのほかに特別展としまして、「青梅信用金庫コレクション展」を開催する予定でございます。

また、市民会館では、アンケートの中で一番要望の多かった落語をテーマとしまして、3人の落語家による、予算等では「落語名人会」と書いてございましたけれども、「落語三人会」を開催していきたいというふうに考えてございます。

それぞれの開催日等につきましては、記載のとおりでございます。

以上、文化課で開催を予定させていただきます市制施行60周年記念事業のご説明とさせていただきます。

たきます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

## 7 諸報告

### (2) 事業等の実施結果について

#### ア 平成22年度後期後援名義承認結果について(総務課)

**【委員長】** 次に、報告事項7、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

ほかに報告事項はございますか。

**【総務課長】** 平成23年度の青梅市教育委員会事務点検評価有識者につきまして、新たな有識者を委嘱いたしましたので、ご報告いたします。

昨年度、事務点検評価有識者として委嘱しておりました藪照國先生および前田栄吉先生におきましては、任期満了に伴いまして退任となりましたことから、その後任といたしまして、企画経営者の立場から輪千智一先生、また学識経験者の立場から大和田淑雄先生を本年4月1日付で新たに選任し、委嘱をしたものであります。

両名の選任理由でございますが、まず輪千智一先生におかれましては、前青梅青年会議所理事長として要職を経験し、現在は輪千農園を経営しておられます。青年会議所の理事長としての経歴から、人格的かつ企業家として経営感覚に優れた方であり、事務点検評価有識者として適任であると考えたものであります。

また、大和田淑雄先生におかれましては、小学校の校長を歴任し、現在は教育相談所の選任相談員を務められておられる方であります。大和田先生は、学校教育、さらには教育行政にも精通しておられることから、事務点検評価有識者として適任であると考えたものであります。

以上で、教育委員会事務点検評価有識者についてのご報告を終わります。

**【指導室長】** 説明資料はございませんが、2月の平成22年度第18回の教育委員会でご協議いただきました平成23年度の全国学力・学習状況調査の実施についてご報告をさせていただきますと思います。

この調査につきましては、本来は青梅市は4月19日に全校で実施の予定でご協議いただいたところでございますが、東日本大震災の影響を考慮いたしまして、同日の実施を取りやめるとともに、7月末日までは実施をしない旨、文部科学副大臣より都教委を經由して通知がございました。あわせて、9月以降に実施するかを含めまして、今後の取扱いについてはあらかじめ十分な時間的余裕を持って決定し、通知することも、同じくこの通知文の中に記載されてございました。つきましては、青梅市においては、抽出校だけでなく全校で参加する予定ではございますが、この通知を受けまして、4月19日は実施せずに、今後は国・都からの連絡・指示を待つて対応し

てまいりたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

**【文化課長】** 旧稲葉家住宅の土蔵の復元工事でございます。先ほど補正予算の特別委員会の中でも説明をさせていただきましたけれども、若干工事の方が遅れてございました。今日から本格的な工事に入りまして、平成25年の3月末を完成予定として始まりましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、店蔵等につきましては、従来どおり観覧していただくことは大丈夫でございますので、申し添えておきます。よろしくお願いいたします。

**【給食センター所長】** 先ほどの議会報告の中で〇〇委員からご質問をいただいて、説明させていただきましたが、学校給食の予定について、計画停電を原則実施しないということを受けまして、また一部変更させていただきましたので、報告させていただきます。

中止とさせていただく予定のうちの18日と28日は、先ほどご説明したように給食を実施することができました。このことによりまして、4月14日以降、通常の給食が実施できるような形になりましたので、ご報告申し上げます。

**【委員長】** ご苦労さまでした。

報告事項は以上で終了いたします。

---

## 日程第4 協議事項

### 1 青梅市就学の援助に関する規則の一部改正について(総務課)

**【委員長】** 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市就学の援助に関する規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

**【総務課長】** それでは、お手元の協議資料1によりまして、青梅市就学の援助に関する規則の一部改正につきまして説明させていただきます。

初めに、改正の理由であります。就学援助により支給しております林間・移動教室費、校外活動費および通学費につきまして、支給対象の見直しを行おうとするものであります。

改正の内容といたしましては、従前の支給対象を「要保護および準要保護児童生徒」としておりましたが、改正後の支給対象を「準要保護児童生徒」のみとするものであります。

その理由といたしましては、改正いたします支給項目の林間・移動教室費、校外活動費および通学費につきましては、要保護児童生徒に対しまして、生活保護費においても支給対象項目とされております。生活保護費からの支給の場合、国からの補助が経費の4分の3でありますことから、現在の要保護児童生徒に対する補助であります地方交付税の算定割合と比較いたしますと、市費負担分が軽減されることとなります。このことから、要保護児童生徒につきましては生活保護費からの支給対象とし、青梅市就学の援助に関する規則では対象外として、林間・移動教室費等に対する支給対象を準要保護児童生徒のみとするものであります。

以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、青梅市就学の援助に関する規則の一部改正については承認されました。

---

## 2 平成23年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領について(指導室)

**【委員長】** 次に、協議事項2を議題といたします。平成23年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領について、説明をお願いいたします。

**【指導室長】** それでは、平成23年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領についてご説明いたします。

協議資料の2をご覧ください。

まず、本要領の目的でございますが、平成24年度に使用いたします青梅市立中学校および特別支援学級の教科用図書の採択について、必要な事項を定めるものでございます。

採択の基本方針といたしまして、2点ございます。中学校用教科書採択につきましては、中学校用教科書目録に登載されている教科書の中から行うものといたします。2点目といたしまして、特別支援学級で使用する教科書については、必要のある場合は、学校教育法附則第19条に規定された図書を採択することができるというものでございます。

続きまして、採択の時期でございますが、平成23年8月31日までにを行うとさせていただきます。

4番目でございますが、組織および運営でございます。

(1) 青梅市教科用図書選定委員会規則にもとづいて、青梅市立中学校教科用図書選定委員会および青梅市立中学校教科用図書専門委員会の二つの委員会を設置いたします。

(2) 教科書採択に直接利害を有すると認められる者は、選定委員会および専門委員会委員となることはできないということでございます。

(3) 直接利害関係を有する方につきましては、その任務を行うのに不相当と青梅市教育委員会が認めるときは解任することができるということでございます。

(4) 専門委員会の推薦につきましては、各学校長が選定委員会の会長に対して行っていただきます。

(5) 選定委員会および専門委員会につきましては、会長および委員長を選任の上、教育委員会に報告いただくこととなります。

(6) 選定委員会および専門委員会の委員のお名前につきましては、採択事務が終わるまでは部外秘といたします。

(7) 選定委員は規則第2条にもとづき次の事項について処理をしていただきます。以下、アからキまでの内容につきましての事項をお願いいたします。

(8) 専門委員会につきましては、次の事項を処理するというので、2点、こちらの方に掲げております。

(9) 専門委員会の調査すべき教科書につきましては、一覧表のとおりでございます。続きまして、2枚目表面でございますが、上段に英語と特別支援学級が、先ほどの表の続きとして掲載をさせていただきました。

(10) 学校につきまして、調査研究用見本本および教科書センター展示本等により、特に必要がある場合は、特記事項を選定委員会に報告することができるものでございます。

(11) 小学校の特別支援学級教科用図書につきましては、特別支援学級設置校長代表1名、副校長代表1名、教諭代表5名、指導主事1名をもって青梅市特別支援学級教科用図書検討委員会を組織して、検討結果を教育委員会に報告をしていただくこととなります。

実施時期につきまして、この要領につきましては、平成23年4月14日から実施をいたしまして、同年9月1日に廃止をいたします。

要領につきましての説明は以上でございます。ご協議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 私は経緯をよく知らないんですが、去年は小学校の方の教科書の選定というのがなされたと思うんですが、特別支援学級用というのは小学校の中に入れて今年になっていて、中学校の特別支援学級用はこの専門委員会で、小学校のはまた別途委員会を組織するという、こういう形になっているのはどうしてなのでしょう。

**【指導室長】** 特別支援学級につきましては、いろいろな障害の程度、学級の様相につきまして、毎年毎年小学校も中学校も教科書の検討をするということで、毎年検討委員会を立ち上げて決めさせていただいているところでございます。

**【委員】** (10) 様式第5号により特記事項等を選定委員会に報告する、という項目があったんですが、たしか1教科だけあって、なぜそれが書かれているのかというのが、ちょっと一瞬混乱した記憶が私、個人的にはあったものですから、このとおりでいいんですけれども、説明等を十分にさせていただいた上で、必要に応じて書くべき内容があれば書いていただく等々、また確認をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【指導室長】** ご忠告ありがとうございます。こちらの専門委員会の最初の委員会で、私の方からも、事務局の方からも、この取扱いについては再度説明を徹底していきたいと思っております。ありがとうございます。

**【委員長】** よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、平成23年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領について、は承認されました。

### 3 平成24年度に使用する青梅市立中学校教科用図書および特別支援学級教科用図書の検討について(指導室)

**【委員長】** 次に、協議事項3を議題といたします。平成24年度に使用する青梅市立中学校教科用図書および特別支援学級教科用図書の検討について、説明をお願いいたします。

**【指導室長】** それではまず初めに、大変申しわけございません。先般お配りしているものについて、一字誤字がございましたので、本日また机の上に配付をさせていただきました協議資料3と差し替えをお願いできたらと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成24年度に使用する青梅市立中学校教科用図書および特別支援学級教科用図書の検討につきましてご説明いたします。

1点目といたしましては、青梅市立中学校教科用図書選定委員会に検討を求める事項といたしましては、平成24年度に使用する青梅市立中学校の教科用図書の採択についてでございます。

理由といたしましては、平成23年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領にもとづきまして、教科用図書の採択について調査、検討を求めるということでございます。

報告の時期といたしましては、平成23年8月4日を予定してございます。

2つ目の項目といたしましては、平成23年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領にもとづき、次のとおり青梅市特別支援学級教科用図書検討委員会に検討を求める項目でございます。検討事項といたしましては、平成24年度に使用する青梅市立小学校特別支援学級教科用図書の採択についてでございます。

理由といたしましては、平成23年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領にもとづきまして、教科用図書の採択について調査、検討を求めるところでございます。

報告時期は、平成23年8月4日でございます。

先ほど、平成23年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書の採択要領をご協議いただきましたので、こちらの方につきましても協議として資料を用意させていただきました。

説明は以上でございます。ご協議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** この協議資料3というのは、選定委員会の方に示す資料というふうに読み取るのでしょうか。採択要領にもとづいて、これの検討についてという題ですよね。これは、ちょっとうまく言えないんですが、これの検討についてという文章の使われ方がわかりにくいので、それについてが1点と、それからもう1点、2番目の検討事項の、小学校特別支援学級教科用図書の採択とありますね。これは先ほど〇〇委員からのご質問にお答えいただいた内容で理解できるんですが、教科書採択は事務的には4年に1回やりますけれども、来年以降、この特別支援学級の小学

校、中学校の教科用図書の採択についての扱いについて、事務的にはどのようなになるのか、そこを教えてください。

**【指導室長】** まず1点目でございますが、こちらにつきましては、委員会の方にお示しをさせていただきますまして、検討を依頼をするということで、使わせていただきたいと思っております。

2点目につきましても、9条本の方の絡みがございますので、やはり実態を見まして、来年度以降も、こちらの方の検討委員会につきましては立ち上げていきたいと考えてございます。

以上でございます。

**【委員長】** よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、平成24年度に使用する青梅市立中学校教科用図書および特別支援学級教科用図書の検討について、は承認されました。

---

#### 4 チャリティー事業に対する青梅市立美術館市民ギャラリーの貸出しについて(美術担当)

**【委員長】** 次に、協議事項4を議題といたします。チャリティー事業に対する青梅市立美術館市民ギャラリーの貸出しについて、説明をお願いいたします。

**【美術担当主幹】** それでは、協議事項4、チャリティー事業に対する青梅市立美術館市民ギャラリーの貸出しについてご説明をいたします。

お手元の資料をご覧ください。

このたびの震災に伴い、義援金を贈るため、美術館の市民ギャラリーを会場にして、市内作家のグループが発起人となって近隣作家に呼びかけ、作品を持ち寄り、その売り上げ代金を義援金に充てたいとする申出がありました。本来、青梅市立美術館条例（下に参考としてあげておりますが）では、館内における販売行為は許可されていないのですが、今回については寄付金によって作品と引き換え、全額寄付に充てるため、下記のとおり使用を許可することとしたいと思っております。

事業の概要につきましては、主催が青梅アートジャム。その次に書いてあるNPO文化交流機構「円座」というのは、青梅アートジャムの運営母体というところでございます。協力として、市立美術館。会期は7月1日から7月7日。会場は先ほど申し上げましたとおり、青梅市美術館市民ギャラリー1階のギャラリーでございます。参加作家につきましては、青梅アートジャムが呼びかけた近隣在住作家ということになります。その他といたしまして、各作品には価格——同じようなものだと思いますけれども——ではなく、それぞれに見合った寄付金額を明記していただく。寄せられた全額は寄付としていただく。会場使用料については免除とするということにしたいと思います。

以上、よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【委員長】 会場を提供して協力をするという趣旨でございます。

ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、チャリティー事業に対する青梅市立美術館市民ギャラリーの貸出しについて、は承認されました。

---

## 日程第5 議案審議

### 議案第1号 青梅市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議案第1号を議題といたします。青梅市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、お手元の提出議案を2ページほどおめくりいただきまして、議案第1号青梅市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則につきまして説明させていただきます。

先ほど報告事項の中でご説明申し上げました、青梅市付属機関等の設置運営に関する指針にもとづく青梅市教育委員会関係規則等の一部改正によりまして、本規則の一部を改正するものであります。

改正の趣旨といたしましては、青梅市付属機関等の設置運営に関する指針にもとづき、付属機関と類似機関を明確に区別するため、類似機関に関する規則の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、本規則の第6条に規定されております定足数および表決数に関する規定を削り、第7条を第6条といたしまして、新たに第7条に守秘義務に関する事項を追加するものであります。

なお、この規則につきましては、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第1号青梅市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

---

### 議案第2号 青梅市社会教育委員の委嘱について

**【委員長】** 次に、議案第2号を議題といたします。青梅市社会教育委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

**【社会教育課長】** 議案第2号青梅市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

社会教育法第15条の規定にもとづきまして、次のページに記載のある者を新たに委嘱しようとするものでございます。

委嘱の内容でございますが、青梅市小学校長会会長の改選に伴うものでございまして、委嘱対象者として記載の1名に青梅市社会教育委員を委嘱しようとするものであります。

任期につきましては、平成24年9月13日まで。前任者の残任期間を補充しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、議案第2号青梅市社会教育委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

---

### 議案第3号 青梅市青少年委員の委嘱について

**【委員長】** 次に、議案第3号を議題といたします。青梅市青少年委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

**【社会教育課長】** 議案第3号青梅市青少年委員の委嘱についてご説明申し上げます。

青梅市青少年委員につきましては、4月30日をもちまして任期満了となります。つきましては、青梅市青少年委員の設置に関する条例第3条の規定にもとづきまして、別紙に記載のある者を新たに委嘱しようとするものでございます。

この条例第3条は、「委員は、青少年の余暇指導および青少年の育成に直接携わり、かつ相当な実績をあげつつある者のうちから、青梅市教育委員会が委嘱すること」としておりまして、記載のとおり、小学校区に1人ずつ計16名の委員を委嘱しようとするものでございます。

今回、再任の方が14名、新任の方2名でございます。

委嘱期間は、平成23年5月1日から平成25年4月30日までの2年間でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、議案第3号青梅市青少年委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

---

#### **【議案の追加】**

**【委員長】** 次に、先ほど協議事項1が承認されたことに伴う議案が1件、教職員人事に関する議案が1件、追加されるとのことです。

つきましては、本日の日程に議案第4号青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について、および議案第5号教職員人事の内申について、を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認め、本日の日程に、議案第4号および議案第5号を追加し、議題いたします。

---

#### **議案第4号 青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について**

**【委員長】** それでは、ただいま議題となりました議案第4号青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

**【総務課長】** それでは、議案第4号青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

初めに、改正の理由であります。先ほど説明いたしましたとおり、就学援助により支給しております林間・移動教室費、校外活動費および通学費につきまして、支給対象の見直しを行おうとするものであります。

改正の内容といたしましては、1枚おめくりいただきまして、従前は支給対象を「要保護および準要保護児童生徒」としておりましたが、改正後の支給対象を「準要保護児童生徒」のみとするものであります。

本規則につきましては、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、議案第4号青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

---

### 議案第5号 教職員人事の内申について

【委員長】 次に、議案第5号教職員人事の内申について、を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、人事案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

---

非公開

---

### 日程第5 委員長閉議および閉会

【委員長】 ここから、会議を公開といたします。以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について説明させていただきます。

4月26日(火)平成23年度市町村教育委員会連合会第1回理事会がございます。こちらにつきましては委員長にご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、5月9日(月)第2回教育委員会定例会がございます。ご出席のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

---

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員